

高崎市生活道路拡幅事業の手続き案内

1 事業内容

建築基準法上の道路とみなし、後退が義務付けられている土地について、土地所有者の協力のもとに後退用地を道路として整備していくものです。

2 事前協議

上記の整備を行うため、幅員が4 m未満の道路に接する土地で建築行為を行う建築主は、確認申請を行う前に後退用地等の後退後の所有、整備方法等について協議をしていただきます。

3 協議方法

(1) 生活道路拡幅事前協議書を2部提出して下さい（添付書類も2部必要です）

添付書類	
・ 委任状	代理人が申請する場合に添付して下さい。
・ 案内図	
・ 土地利用計画図	申請敷地に接する道路の形状及び道路認定の番号、幅員、道路と敷地の位置（平面・断面（高低差））関係、道路境界線、道路中心線、道路後退線が記入されているものを添付して下さい。
・ 公図の写し	申請地並びにその周辺がわかるものを添付して下さい。
・ 土地登記簿謄本	申請日前3ヶ月以内を取得した謄本の写しを添付して下さい。
・ 写真	道路と敷地の関係が判るものを添付して下さい。

(2) 事前協議書に基づき、次の協議をおこないます。

- ① 協議いただく土地は、後退用地の他にすみ切り用地等についても協議を行います。
- ② 協議対象敷地の協議後の所有について、寄附または個人管理のどちらにするか協議を行います。
- ③ 協議対象敷地の整備時期について、協議を行います。

4 建築主の方にしていただく事項

(1) 後退線の確認

- ① 対象用地を寄附することで合意した建築主
 - ・ 建設敷地に接する土地所有者との境界の確認をあらかじめ行って下さい。
 - ・ 協議対象敷地の測量・分筆登記は高崎市が行ないますので、測量実施時の立会いをしていただきます。
- ② 対象用地を個人管理とすることで合意した建築主
 - ・ 建築主で用意した任意の杭を後退線上に設置していただきます。

(2) 支障物件の撤去及び移設

- ・ 後退用地内の支障物件は協議締結前までに撤去していただきます。
- ・ 後退用地内にある電柱等の移設手続きをしていただきます。

連絡先

東京電力が管理する電柱 (0120-995-007)

N T T が管理する電柱 固定電話の場合 (116)

携帯電話の場合 (0120-116-000)

(3) 合意に基づく必要書類の提出

寄附することで合意した場合は次の書類を提出して下さい。
① 後退用地等寄附申請書 ・ 土地寄附証書 ・ 登記承諾書 ・ 印鑑証明書 ② 協力報奨金交付申請書 ・ 請求書
個人管理することで合意した場合は次の書類を提出して下さい。
① 後退杭設置報告書 ・ 敷地測量図 後退杭の設置点及び後退用地の面積を算出した図面 ・ 写真 各杭の設置が判るもの。写真に番号を付し、敷地測量図にその番号を明示する